

議 長 日程第3「議案第50号松田町経営安定緊急融資利子補給基金条例」について。

町長の提出説明を求めます。

町 長 議案第50号松田町経営安定緊急融資利子補給基金条例を別紙のように制定する。令和2年12月2日提出。松田町長 本山博幸。

提案理由。新型コロナウイルス感染症対策の中小企業等支援策として実施する松田町経営安定緊急融資制度において、令和3年度以降の利子補給金の財源として国が交付する新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を獲得するためには、基金の設置及び積立てが必要となることから提案するものでございます。よろしくお願いします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

観光経済課長 それでは説明をさせていただきます。大変恐れ入りますが、条例本文に入ります前にですね、改めまして、最後に添付しております参考資料のほうを御覧いただければと思います。松田町経営安定緊急融資利子補給基金条例でございます。

1番目に、制定の背景、目的等が記載されております。提案理由で御説明を申し上げた内容でございますが、4月の補正第2号におきましてお認めいただきました、この融資制度におきましてですね、これは町独自の融資ということでスタートをさせていただいてございます。この制度につきましては、制度融資においてはですね、3年間の利子補給を行うということでございます。令和3年度以降のこの財源として、この交付金を活用するということにおきましては、基金への積立が必要であるということで、このたび条例を制定し運用させていただくということでございます。この臨時交付金の取り扱いにつきましては、国のほうからも事務連絡でですね、通知を頂いて、条例により担保される基金という形で、限定列举された内容でございます。

2番目でございますが、4月から運用させていただいている中で、認定件数が現在15件。500万円を限度としておりますけれども、総融資額は6,070万円となっております。そして、融資の申請期限につきましては、来年の1月29日までということでございます。

3 番目でございます。これは、このたびの補正予算の中で提案させていただく内容でございますが、既に認定済の内訳ですね、内訳でございます。既に認定済の融資案件の利子補給分の計算としましては131万9,000円。これから見込みといたしまして、5 件を想定しております。こちらが74万5,000円。合わせて206万4,000円を予定しております。

予定につきましては、今回この提案をさせていただいていることと、3 月にその利子補給の基金の積立てをさせていただきたいと存じます。なお、下の米印でございますが、来年度以降でございます。毎年1 月から12 月までの支払われましたその利子に関して、翌年の1、2 月にですね、利子補給の申請を受付けまして、3 月までに支払額を確定させ、この当該基金からの取崩しを行い、ということでの運用でございます。先ほど申し上げた3 年間というところがございますので、令和6 年度末には全ての利子補給が終了するということで考えております。

それでは、すみません、お戻りいただきまして、条例本文のほうでございます。まず、基金条例ということにおきましては、他の基金条例、いろいろございますが、おおむね構成は一緒でございます。

第1 条、設置でございますが、こちらには先ほど申し述べた目的、趣旨が記載されております。地方自治法第241 条第1 項の規定に基づきということで設置をさせていただくものです。

第2 条、積立てにおきましては、この原資は先ほど来申し上げている、国の新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金をもって充てると。第2 項におきましては、積立額は一般会計予算の額の範囲内ということでございます。

第3 条、管理につきましては、この現金は金融機関への預金等により適切な保管等をするということでございます。

第4 条におきましては、運用益金の処理、これはいわゆる利子でございます、こちらも予算に計上し、基金に繰り入れるとしております。

第5 条、繰替運用でございますが、財政上、必要があると認めるときは運用することができる規定でございます。

第6条、処分でございます。基金の使途を当然限定する話でございます、第1条の規定する場合に限りということであります。

おめくりいただきまして、2ページ、第7条につきましては、委任の規定でございます。

そして、附則でございますが、第1項に施行期日、公布の日からと。第2項におきましては、先ほど言った3年間というものがありますので、その失効の期限をうたわせていただいております。

説明については以上となります。よろしくお願いいたします。

議長 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、お伺いをいたします。この議案第50号はですね、基金条例ということで、内容的にはですね、ほかの基金条例と同等のものだと、制度的にも同等なものだということは理解をできました。

ただですね、この経営安定緊急融資利子補給につきましては、参考資料ということで1ページついていますが、これのですね、例えば融資の利率とかですね、融資条件とか、借入先、金融機関ですね、そういったものはどういうふうな形で示されているのか、また、今、3年間ということですが、その経営安定緊急融資のほうは、いつまでこの制度が、融資のほうはですね、いつまでできるのか、そういったものを示されないと、ここで利子補給は3年間で終了ですということですが、いつの時点から3年間なのか。ただ、附則の中では、条例の失効については令和7年ということなので、令和6年度までの3年間というふうな理解はできますけれども、それらについてですね、条件とか利率とか、そういったものは、どういうふうな形で町のほうとしてはですね、方策を立てられているのか、説明をお願いをしたいと思います。

観光経済課長 ただいま御質問のありました内容につきましては、この融資の内容を規定している要綱の内容に係る御質問かと思えます。まず、御質問がございました内容に順次お答えさせていただいて、よろしいでしょうか。

先ほど申し述べたように、融資限度額については500万円で、融資の利率につきましては年利1.4%固定でございます。また、融資期間は5年以内と、融資については5年以内ということで整理をしております。金融機関につきまし

ては、町内の金融機関等、あと、お付き合いのあるところということの中で、さがみ信金さん、スルガさん、横浜銀行さん、中栄さん、4金融機関でございます。こちらの申請…運用につきましては、スタートは、この要綱スタートは4月、議会でお認めいただいた補正の第2号、4月でございましたが、4月の22日から施行をしてございます。ちょっと大体…。(私語あり)

すみません、1点、いつまでの申込みかということについては、先ほどお話をさせていただきましたが、参考資料の2番の中で融資の申請期限は1月29日までということで、参考資料の2番の米印のところでございます。

6 番 井 上 おおむね分かりました。ただですね、あともう1点ですね、融資のほうの利率は1.4%ということですが、利子補給はですね、100%なのか、ある程度90%、80%なのかについてですね、再度お願いをいたします。

観 光 経 済 課 長 100%でございます。

6 番 井 上 融資制度のほうについては、おおむね分かりました。ただですね、そういった要綱があるのであれば、もう出来上がって、そういう融資が始まっています、先ほどのように件数も15件というようなことですから、その要綱はですね、やはり参考資料として添付をすればですね、そういったものについての内容がですね、より議会のほうとしても、理解がしやすいのかなというふうに思いますので、よろしくをお願いをしたいと思います。以上です。

議 長 ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。

お諮りします。ただいま議題となっています議案第50号松田町経営安定緊急融資利子補給基金条例は、産業厚生常任委員会に付託の上、審査することになしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。よって、本案は産業厚生常任委員会に付託の上、審査することに決定しました。